

四半期決算短信作成に係る留意事項について（新規事項）

本資料は平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る「四半期決算短信」を作成する際の留意事項です。「四半期財務・業績の概況」の作成にあたっては、本資料の内容は適用されませんのでご注意ください。

【全般的事項】

（この項のうち、3.については、米国会計基準を採用している会社のみが対象となります。また、4.については、特定事業会社の第2四半期決算短信のみが対象となります。）

1. 決算発表日数について

四半期決算短信は、通期決算短信と同様に投資判断上最も重要な会社情報の一つであり、金融商品取引法上の四半期報告制度において開示が求められる情報のうち、特に重要な情報を四半期報告書の提出に先立って可及的速やかに投資者に伝えるための速報としての役割を果たすものとしてその意義を發揮すべきものです。

しかしながら、平成21年度第1四半期については、四半期決算発表と四半期報告書の提出がほぼ同日に行われている例も見られました。

上場会社各社におかれましては、取引所の四半期開示において開示すべき情報を特に重要な情報に限っている趣旨に鑑み、四半期決算の発表日を決定する際は、四半期決算短信が速報としての役割を十分に果たすことが可能となるよう、速やかな開示に努めていただきますようお願いいたします。

2. 第2四半期決算短信の様式について

法定開示において四半期報告制度が導入されたことに伴い、取引所が求める適時開示についても、中間決算短信を廃止し、第1四半期から第3四半期まで四半期決算短信による開示を求めることとしています。

したがって、第2四半期決算短信についても、第1四半期における四半期決算短信と同じ様式(特定事業会社にあつては、特定事業会社の第2四半期用の様式)により開示することになる点にご留意ください。

3. 米国会計基準を適用している場合の開示内容（米国会計基準採用会社のみ）

四半期決算短信において米国会計基準に基づき財務諸表を作成している場合には、四半期決算短信の作成要領等に記載されている開示項目及び開示・記載上の注意については、実情に応じて適宜読み替えて適用することとしています。

米国会計基準では、四半期財務諸表等の作成・開示に係る改正が行われていないため、「四半期決算短信における適用初年度の対応について」「四半期決算短信の新様式・作成要領の公表について」(名証自規G第6号 平成20年3月31日)別添2 及び 参照。)については、これを適用せずに四半期決算短信を作成することも認められる点にご留意ください。

4. 特定事業会社の第2四半期における開示内容（特定事業会社第2四半期のみ）

四半期決算短信の適用初年度においては、作成される財務諸表の基礎となる会計基準等が前年同四半期と異なるため、連続性が失われていることを理由として、サマリー情報の「(連結)経営成績」欄における前年同四半期増減率を「-」とするなど、特別な取扱いをすることとしています。

しかし、特定事業会社の第2四半期決算短信で開示する財務諸表については、前中間期と同様に中間(連結)財務諸表を開示することとされており、連続性は保たれています。

したがって、「四半期決算短信における適用初年度の対応について」(追加を含む。)の記載内容については、これを適用せずに四半期決算短信を作成してください。

5. XBR Lファイルによる財務諸表提出機能の提供開始時期について

T D n e tにおけるXBR Lファイルによる財務諸表提出機能の提供開始時期について、従来、平成20年10月からの開始予定としてきましたが、今年7月の新T D n e tの稼動以降の障害発生状況を踏まえたシステムの見直しなどに伴い、この提出開始時期を平成21年1月(予定)に延期することとしています(「T D n e tにおける財務諸表XBR L提出機能の提供開始の延期について」(名証自規G第22号 平成20年9月10日)参照。)

したがって、XBR Lファイルによる財務諸表提出機能の提供開始までの間は、これまでと同様に財務諸表部分についてはPDFファイルのみの提出となる点にご留意ください。

【定性的情報に関する事項】

〔この項に記載されている項目については、特定事業会社の第2四半期決算短信は対象外です。〕

1. 「(連結)経営成績に関する定性的情報」への前期数値の記載について（特定事業会社第2四半期を除く）

サマリー情報の「(連結)経営成績」欄において記載する前年同四半期増減率については、適用初年度から新たに四半期会計基準等が適用されたことから、前年同四半期とは適用される会計基準が異なることを理由として、これを記載せず、「-」を記入することとしています。

したがって、定性的情報についてもこれと整合をとるために、(連結)経営成績に関する定性的情報において、前年同四半期増減率（もしくは、前年同四半期の金額）を記入する場合は、「前年同四半期増減率（前年同四半期の金額）は参考として記載している」旨を明記してください（記載場所及び記載する文章については特に指定しません。）

2. 平成20年8月の四半期連結財務諸表規則の改正に関する事項（特定事業会社第2四半期を除く）

平成20年8月の四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則の改正に伴い、平成20年4月1日以後開始する四半期(連結)会計期間より、開示対象特別目的会社の注記について、連結財務諸表においては「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に、個別財務諸表においては独立した注記として記載されることとなります(ただし、平成20年9月30日以前に終了する四半期(連結)会計期間については、改正前の四半期連結財務諸表規則(四半期

財務諸表等規則)に従って記載することも可能とされています。)

法定開示において、改正後の開示対象特別目的会社の注記に関する規定を早期適用する場合は、四半期決算短信への同様の注記の記載は任意としますが、四半期決算短信に記載する場合は、連結財務諸表作成会社にあつては定性的情報の末尾(定性的情報の4.その他「(3)四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」の後)、連結財務諸表非作成会社にあつては四半期財務諸表の後に独立した注記として記載してください。

【財務諸表等に関する事項】

(この項のうち、1.については、特定事業会社の第2四半期決算短信は対象外です。また、2.については、特定事業会社のみが対象となります。)

1. 適用初年度における前年同四半期に係る四半期財務諸表の開示について(特定事業会社第2四半期を除く)

四半期決算短信の適用初年度においては、前年同四半期累計期間の財務諸表を「参考資料」として記載することとしています。

したがって、適用初年度の第2四半期決算短信の場合は、前上半期における(連結)財務諸表を「参考資料」として開示することになりますが、ここでは前中間期に作成した中間(連結)財務諸表(中間(連結)損益計算書、中間(連結)キャッシュ・フロー計算書、セグメント情報)を「参考資料」として開示すれば足りることとします(当四半期決算短信のために、新たに四半期会計基準等に従った昨年の第2四半期(連結)財務諸表を作成する必要はありません。)

なお、この場合でも、サマリー情報の前年同四半期の数値として前中間期の数値を記載すること及び前年同四半期増減率を「-」にすることについては、第1・第3四半期と同様です。

2. 四半期会計期間損益計算書の開示について(特定事業会社のみ)

特定事業会社が提出する第2四半期及び第3四半期における法定の四半期報告書では、四半期(連結)会計期間(3か月)にかかる四半期(連結)損益計算書については、他の財務諸表とは別の場所に開示することとされています。

これに対応し、特定事業会社が開示する第2四半期決算短信において、四半期(連結)会計期間(3か月)にかかる損益計算書を開示する場合は、「5.中間連結財務諸表」(連結財務諸表作成会社の場合)または「6.中間財務諸表」(連結財務諸表非作成会社の場合)の末尾において、「参考」と明記した上で記載してください。

また、第3四半期決算短信においても同様に、「5.四半期(連結)財務諸表」の末尾において、「参考」と明記した上で記載してください。